

事 務 連 絡
令 和 8 年 6 月 8 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

「食品に用いる水のろ過等を行う設備に関するQ&Aについて」について

今般、標記について、消費者庁食品衛生基準審査課から、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）食品衛生主管課等宛てに通知されましたので送付いたします。

事務連絡
令和8年6月5日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）食品衛生主管課 御中
〔特別区〕

消費者庁食品衛生基準審査課

食品に用いる水のろ過等を行う設備に関するQ&Aについて

食品に用いる水のろ過等を行う設備に関するQ&Aについて、別添のとおり策定しましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管内関係事業者への周知方御配慮願います。

(別添)

食品に用いる水のろ過等を行う設備に関する Q & A

問 製造所等において食品に用いる水のろ過等を行う設備については、食品衛生法の規格基準に適合する必要があるか。

(答)

製造所等における食品に用いる水のろ過等を行う設備の状況により、対応が異なります。

(1) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に規定される水道事業、専用水道及び簡易専用水道並びに貯水槽水道を利用する場合

水道法に規定される水道事業、専用水道及び簡易専用水道については、関係法令に規定する基準を、貯水槽水道については、当該水道に適用される条例等をそれぞれ遵守していれば、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく器具又は容器包装に係る規格基準に適合する必要はありません。

(2) 直接井戸等から水を汲み上げる設備であって水道法の適用を受けないものに、食品に用いる水のろ過等を行う設備が設置される場合

直接井戸等から水を汲み上げる設備であって水道法の適用を受けないものに、食品に用いる水のろ過等を行う設備が設置される場合については、ろ過、殺菌等の工程（当該工程の下流の工程において採水・検査して飲用に適する旨を確認している場合を含む。）を経て飲用に適する水となった水に接触する部分が、食品衛生法に基づく器具又は容器包装に係る規格基準に適合する必要があります。